

大友健議員・4度目の懲罰動議

◆発議案第4号 大友健議員に対する懲罰動議

委員会を混乱させる

大友健議員は、6月21日の議会運営委員会で植田美枝子議員が本会議で謝罪した件について「読み上げたのは事実です。しかし、読み上げられた中身に書いてあることは事実とは限りません。それから、読み上げ

なければ次の懲罰がありません。こういうことを政治的に妥協と言います。政治的に妥協したんです」と発言し、植田美枝子議員の発言とは異なる発言をして同委員会を混乱させました。

この発言は、議会の自浄作用である規律を遵守せず、会議規則第142条に規定する品位の保持を真つ向から否定する議会の権威

を揺るがすものであったと認められるとされ、沼田健一議員、国井宗和議員、佐藤淳一議員から、左に示したとおりの懲罰動議が提出されました。

この懲罰動議は、継続審査となりました。

大友健議員は、平成24年9月には陳謝及び出席停止の懲罰を、25年3月には陳謝の懲罰を議会から科せられています。

大友健議員に対する懲罰動議

大友健議員は、植田美枝子議員がハワイ旅行へ行き欠席した懲罰の陳謝文を本年6月14日の本会議において読み上げたことについて、それは「政治的妥協」であり本意ではない旨の発言を6月21日の議会運営委員会においてしました。

発言内容は「読み上げたのは事実です。しかし、読み上げられた中身に書いてあることは事実とは限りません。それから、読み上げなければ次の懲罰であります。こういうのを政治的妥協と言います。政治的に妥協したんです」と発言しております。会派の会長の発言としてはかなり重い発言であると思います。しかしながら、植田美枝子議員は政治的発言とは言っておらず、相矛盾しております。

昨今、議会の秩序を乱し、品位を損なうような事件が不本意ながら度々起きています。決定した議会の意思（議決）はもはや議員個々の意思から独立し、議会全体の統一した意思となります。たとえ、議決と異なる意思を表明した議員がいても議会の構成員である以上懲罰の宣告を受けたときから議決に従わなければなりません。また、発言した事実に対しては自ら責任を負うべきことは当然であり、その内容いかんによっては懲罰の対象とされることもあります。

今般の議会運営委員会において大友健議員は、植田美枝子議員が述べた事実とは相反する発言をし、同委員会を混乱させました。またその発言は、議会の自浄作用である規律を遵守せず、会議規則第142条に規定する品位の保持を真つ向から否定する議会の権威を揺るがすものであったと認められます。

よって、地方自治法第135条第2項及び会議規則第151条第1項の規定により、大友健議員に対し懲罰を要求するものであります。

請願

◆請願2号 議会の情報発信と情報通信技術（ICT）活用の推進についての請願

◎請願者 澤田裕輔

本請願は、議会広報特別委員会で審査。本会議において委員長報告のとおり採択されました。

1 請願の要旨

1 Webを利用した議会の情報発信について、他自治体を調査研究し、費用対効果を考慮した新たな情報発信（SNS、Webを活用）を推進すること。

2 情報通信技術（ICT）を活用し、議会のペーパーレス化などによる環境への負荷軽減や議会のコスト削減について検討していくこと。

3 見えにくいと言われていた議員の活動を透明化するため、市の行事などへの参加活動状況を1により情報発信すること。

見えてくいと云われていた議員の活動を透明化するため、市の行事などへの参加活動状況を1により情報発信すること。

次の定例会は9月6日（火）開会、

一般質問は、12日（月）・13日（火）・14日（水）に行われる予定です。

議会を傍聴しませんか。

岩沼市議会では、本会議及び委員会等を公開していますので傍聴ができます。